

第 8 7 号議案

区域外の公の施設の設置について

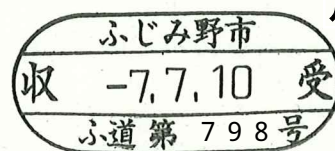
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 の規定により、令和 7 年 7 月 1 0 日入間郡三芳町から別紙のとおり、区域外の公の施設の設置について協議がなされたので、これについて異議のない旨回答するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

入間郡三芳町の公の施設（入間郡三芳町道幹線 8 号線の一部）を本市の区域内に設置することについて協議したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 3 項及び第 9 6 条第 1 項第 1 5 号の規定により、この案を提出するものである。



三芳道発第763号

令和7年7月10日

ふじみ野市長 高畑 博 様

三芳町長 林 伊佐雄



三芳町道のふじみ野市区域内設置について（協議）

平素より、当町の道路行政に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

三芳町道の拡幅にあたり、拡幅部分の一部が貴市区域内に位置することについて、協議します。

記

1. 路線名称 町道幹線8号線
2. 設置個所 ふじみ野市大井武蔵野689-3, -4, 687-5
3. その他 費用負担や維持管理については、平成28年8月25日付で締結した「行政界道路の管理に関する協定書」に準拠する。

以上